

11月 減額申請書の記載例

11月減額申請書提出期間
 令和6年11月1日(金)～同年11月15日(金)

定額減税の追加のみを理由とする減額申請書の簡易的な記載方法があります。下記ご参照ください。

(例) 配偶者と扶養親族を申請して定額減税を受ける場合
 予定納税通知を受けた金額は税務署から通知された『令和6年分の所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書』から転記します。
1人 30,000円 × (配偶者 + 扶養親族) = 第二期で減額する金額

『令和6年分の所得税予定納税額の通知書』(見本)

予定納税額	第1期分	B	30,600円
	第2期分	C	60,600円
	合計		91,200円
確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を減額申告書の「予定納税額」欄に記載します。			
予定納税基準額	A	181,800円	
減額納税利用口座種別	〇〇銀行△△支店		

本人分は第一期で減税済み、第二期は減税申請書を提出すれば配偶者 + 扶養親族1人の場合、60,000円減税される。C60,600円がE600円になります。
 $C60,600円 - 60,000円 = E600$

令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の11月減額申請書

住所 (〒 - -)
 又は
 〇 事業所
 〇 事務所
 〇 居所など (〒 - -)

税務署長 _____ 職業 _____
 令和 年 月 日 提出 氏 名 _____ 電話 _____

令和6年分の予定納税額に基づき次のとおり減額の申請をします。

予定納税基準額又は申告納税見込額	A	181,800円	→	A	181,800円
定 第1期分	B	30,600	→	B	30,600
税 第2期分	C	60,600	→	E	600

チェックを入れる

減額申請の理由 (該当する項目を選択してください。)
 農業 林業 失業 災害 滞留 横領 医療費 その他
 定額減税特別控除額 (同一生計配偶者又は扶養親族に係る控除額の追加)
 減額申請の具体的理由 (例えば「〇年〇月〇日に専業主婦となり、個人事業を休止したため」)

配偶者の名前 (妻 昭和〇〇年〇月〇日生まれ)
 扶養親族の名前 (続柄 平成〇〇年〇月〇日生まれ)

配偶者 ご家族の続柄と氏名
 生年月日を記載する

添付書類の名称 (申告納税見込額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を入力してください。)
 (1) _____ (3) _____
 (2) _____ (4) _____

申告納税見込額等の計算書

令和6年分の所得額の届出額	申告金額	円	課税される所得金額	円	申告金額	円
<input type="checkbox"/> 営業等・ <input type="checkbox"/> 農業	〇		〇		〇	
<input type="checkbox"/> 不動産	〇		〇		〇	
<input type="checkbox"/> 利子	〇		〇		〇	
<input type="checkbox"/> 配当	〇		〇		〇	
<input type="checkbox"/> 給与	〇		〇		〇	
<input type="checkbox"/> 雑	〇		〇		〇	
<input type="checkbox"/> 総合課税・ <input type="checkbox"/> 一時	〇		〇		〇	
合計 (総合課税)	〇		〇		〇	
合計所得金額	〇		〇		〇	
<input type="checkbox"/> 社会保険料控除	〇		〇		〇	
<input type="checkbox"/> 生命保険料控除	〇		〇		〇	
<input type="checkbox"/> 地震保険料控除	〇		〇		〇	
<input type="checkbox"/> 基礎控除	〇		〇		〇	
<input type="checkbox"/> 配偶者 (特別) 控除	〇		〇		〇	
<input type="checkbox"/> 扶養控除	〇		〇		〇	
<input type="checkbox"/> 基礎控除	〇		〇		〇	
<input type="checkbox"/> 雑損控除	〇		〇		〇	
<input type="checkbox"/> 医療費 (特別) 控除	〇		〇		〇	
<input type="checkbox"/> 寄附金控除	〇		〇		〇	
合計	〇		〇		〇	
申告納税見込額 (〇)	〇		申告される所得金額	〇		
予定納税額 (本人分)	A	181,800	〇		〇	
第1期分 (配偶者)	B	30,000	〇		〇	
第2期分 (扶養親族)	C	60,000	〇		〇	
合計		90,000	〇		〇	
予定納税額	B	30,600	〇		〇	
減額	E	600	〇		〇	

無料法律相談開催

第二東京弁護士会所属 会員弁護士全面協力による 法律相談
 法律問題でお悩みの方、一人で迷わず弁護士との相談を考えてみてはいかがでしょうか。
 弁護士先生が親身にアドバイスしてくれます。毎回好評を得ている相談会を左記にて開催しますので、ぜひこの機会に申し込みをしてみたいかがでしょうか。

日時 令和6年9月17日(火) ※1人1時間以内 先着順で受付致します。
 場所 鶴見青色会館 2階応接室
 予約 鶴見青色申告会まで電話で予約をしてください。
 弁護士 関根健児 先生 ☎045-521-1145

国の退職金制度なので安心です

中小企業退職金共済制度

安心 確実な退職金支払 安心の資産運用

簡単管理 外部積立型で管理が簡単 退職金試算額もお知らせ

有利 掛金は全額非課税 掛金の一部を国が助成

さらに
 パートタイマーさんや 家族従業員も加入できます。

詳しくは ホームページをご覧ください。

中退共 (独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
 TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211